

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

・創業を行おうとする方（事業を営んでいない個人）又は、創業後5年未満の方（事業を開始した日以後5年を経過していない個人または法人）が対象となります。他社の代表権を持つ方や、個人事業を営んでいる方は事業を営んでいない個人には該当しません。

・法人設立により登録免許税のほか支援を受ける場合は、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が支援を受ける必要があります。

1. 会社設立時の登録免許税の減免について

（1）創業を行おうとする方又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※1}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。登記申請の際、法務局に証明書を提出してください。

※1 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。

（2）特定創業支援等事業により支援を受けた方のうち、会社設立後の方が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

（3）本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

※その他登記に関することは、札幌法務局 法人登記部門 011-709-2311(内線 2183)までお問い合わせください。

2. 創業関連保証の特例について

（1）無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、別途、信用保証協会又は金融機関の審査を受ける必要があります。

（2）本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

※その他創業関連保証に関することは、北海道信用保証協会 0120-279-540 (経営金融相談ダイヤル)までお問い合わせください。

3. 日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

（1）特定創業支援等事業により支援を受けた方は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

（2）本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

※その他の要件は、日本政策金融公庫 0120-154-505（事業資金相談ダイヤル）までお問い合わせください。

4. 「小規模事業者持続化補助金」の創業枠について

※補助金の要件、申請方法等は、申請先の商工会議所までお問い合わせください。

【証明書の申請手続きについて】

- ・市HP掲載の申請書をダウンロードし、内容を記載の上、ご提出（又は郵送）ください。
- ・来庁の際は担当者不在の時間もあるため、申請書を一度お預かりし、所定の手続き後、発行いたします。
- ・申請後、証明書発行までに1～2週間程度の日数をいただく場合があります。

特定創業支援等事業・証明書発行に関するお問い合わせ、申請先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 経済観光局 スタートアップ推進担当課（特定創業支援証明書発行担当） 011-211-2379

(2025. 4. 1)